特定非営利活動法人こすもけあくらぶ 事業計画

（平成29年度第4四半期～平成30年度：平成30年6月～平成31年8月）

１　事業に対する基本的な考え方

　　　特定非営利活動法人こすもけあくらぶ（以下「当法人」という。）は、事業開始以来、介護保険制度等の既存の福祉制度の枠組みの中で、収益性を考慮しながら取り組むべき事業を選択していくのではなく、地域の福祉ニーズの中で汲み取れていない分野に目を向け、その分野を埋めていくために相応しい事業運営の方法を選択してきた。

　　　本来、こうした事業スタイルを指向するはずの公的な介護基盤においても、近年、民間セクターに準じた収益性や効率性が過度に求められるようになり、法人を存続させていくために必要となる安定的、効率的な事業分野を指向する傾向がより顕著になってきている。

　　　そこで当法人では、これまで以上に他の事業者が取り組みにくい地域の福祉ニーズに対するサービス提供に率先して取組み、そのサービス提供を可能にする事業運営の仕組みを、行政や医療・福祉関係機関、金融機関、ボランティア組織等との連携により構築し、運営していくこととする。

　以上の取組みを推進していくための柱となる具体的な取組みは以下のとおりである。

（１）地域の福祉ニーズに対応できていない分野に対するサービス提供の仕組みを構築し事業運営を行う。

（２）プラチナ人材の活用、多様な働き方の提供、ボランティアとの混合サービスによる潜在的な福祉人材の活用を積極的に行い、新たな就労モデルを作る。

（３）通常、金融機関からの資金調達が困難な当法人規模のNPO法人に対する与信力を補完するためのモデルとなるプロジェクト融資案件を立案し、事業化する。

（４）様々な理由により介護保険事業の継続が困難になっている主として長野市、松本地域の法人に対し、上記（１）～（３）を踏まえたM＆A等による事業継承の可能性を検討する。

２　分野別事業計画

（１）要介護高齢者に対する生活支援

　ア　宅老所（宅老所こすもけあくらぶ：長野市今里）の運営　［長野市］

多様なサービス提供主体の登場、利用者や利用者家族の志向の変化等を背景に、居宅介護のおける宅老所の有用性は大幅に低下してきていることから、現行のスタイルの宅老所は廃止することとし、今後の施設活用の方法の検討を進める。

現在の利用者に対しては、引き続き現行のサービスの質を維持しながら、事業を継続できる最低限の体制を維持する。

　　イ　訪問介護事業（フォーマル・インフォーマル）の実施　［長野市］

　　　　　介護保険法に基づく訪問介護については、制度内容の変遷により当法人規模の事業所では事業として成立しない状況にあることから、段階的に廃止する。

ただし、介護保険制度の制約を受けずに提供するインフォーマルの訪問介護（事業名「お手軽生活サポート」）については引き続きニーズが高く、代替できる事業者も存在しないことから、地域の中の潜在ニーズとサービス提供への参加者の掘り起こしを積極的に行い、事業のコーディネート役としての機能を高めていく。

　　ウ　訪問入浴介護事業の実施　［長野市］

当法人の訪問入浴介護は、最重度の在宅要介護高齢者の生活サイクルの中での入浴介護から、ターミナル期におけるスポット的な利用等へと位置づけが変化してきており、また訪問入浴車が通常の稼働年数を大幅に超えていることから、今後は県内唯一のNPO法人による訪問入浴介護という特性を生かし、他の事業者では対応しにくいケースに特化して事業を実施していく。

車輌や車載ボイラー等の故障により、多額の修繕費用が見込まれる状況に至った場合には訪問入浴事業を終了する。

　　エ　居宅介護支援事業の実施　［長野市、松本市においては事業所開設の検討］

　　　　　当法人において、15年に渡り在宅生活の継続に支援が必要な地域の高齢者とその家族に向き合い、関係する事業者、民生委員、医療機関等とのネットワークを築いてきた2名のケアマネージャーが引き続きケアプランの作成に当たる。

介護保険の一環としての業務に留まらず、インフォーマルな生活支援を含む総合的なケアマネジメントについても、積極的に取り組む。

現在、松本市内の他事業所（施設）併設の居宅介護支援事業所に在籍しながら、所属法人から独立したケアマネジメントを志向している居宅介護支援専門員の新たな活動の場として、当法人の法人格及び事業所の施設設備、人材を活用する方法について検討する。

（２）障害児・障害者に対する生活支援

　　ア　多機能型事業所（雲のポッケ：松本市今井）の運営　［松本市］**＜新規＞**

　　　　　松本地域において、介護基盤の整備が大幅に遅れている重度の障害児・障害者（なかでも医療的介護を必要としている重度の障害児・障害者）に対して、放課後、日中に安心・安全に過ごすことができる活動の場を提供するために、放課後等デイサービス、児童発達支援、生活介護の３種類の機能を兼ねる多機能型事業所を開設する。

法人主導による事業運営ではなく、長年にわたってこの分野にインフォーマルで取り組んできた松本地域の医療・福祉関係者、サービス提供対象者の関係者等が、主体的かつ的確に利用者ニーズをくみ取り、専門的な介護を提供できる運営方法を取る。

経営面においては、法人の活動予算決算において既存事業から完全に分離し、自立した事業運営体制の構築を図る。既存事業や法人の正味財産からの事業費の繰り入れは行わない。

　　　　　当法人は、今後同種の事業所を松本市内で分散配置していくこととし、雲のポッケは、事業所運営に当たってのノウハウの獲得、潜在利用者の体験利用、事業への参加意向を有する看護、介護経験者、ボランティアの活動の場所としても活用していく。

　　（ア）児童発達支援

　　　　　主に就学前の障害児を日中に預かり、個人個人の自発性と可能性を引き出すために、ムーブメント活動を中心とした療育活動を行う。

　　　　　歳時記を大切にしながら、お花見、夏祭り、クリスマス等のイベント行事を行う。

　　（イ）放課後等デイサービス

　　　　　養護学校通学中の障害児等を対象に、放課後及び休業日の日中に（ア）と同様の活動を行う。家庭での入浴が困難な児童に対しては、特殊浴槽による入浴介助を行う。

　　（ウ）生活介護

　　　　　学校卒業後の障害者を日中に預かり、（イ）と同様の活動及び介助を行う。

イ　訪問介護事業（フォーマル・インフォーマル）の実施　［長野市］

　　　　　長野市における障害者総合支援法に基づく訪問介護については、基本的に相談支援センターからの依頼に基づく受け身の対応であること、また要員体制においては介護保険法に基づく訪問介護における訪問介護員の余力の範囲での対応に留めざるを得ないことから現状維持とする。

ただし、インフォーマルな支援に対する相談、依頼については、介護保険法に基づく訪問介護同様、可能な限り優先的な対応を行う。

松本市においては、事業化の可能性について検討を行う。

ウ　相談支援事業の実施　［松本市］**＜新規＞**

　　　　　障害者総合支援法に基づく相談支援については、開設時における他事業者からの移管ケースをベースに、当法人が運営する多機能型事業所の開設に伴う潜在利用者の開拓を積極的に行う。

特に医療的ケアを伴う在宅の重度の障害児・障害者については、当法人の特性を生かし、将来的に松本地域におけるセンター的機能を担えるように、相談支援専門員の体制を強化していく。

３　定量目標（フォーマルサービス）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス  提供対象 | 事 業 の 種 類 | | 事業所 | H29  年度末 | H30  年度末 |
| 要支援・要介護  高 齢 者 | 通 所 介 護 （宅 老 所） | | 長野市 | 5 | 4 |
| 訪 問 介 護 | | 長野市 | 2 | 1 |
| 訪 問 入 浴 | | 長野市 | 1 | 0.5 |
| 居 宅 介 護 支 援 | | 長野市 | 55 | 60 |
| 要支援・要介護  障 害 者 | 多機能型  事 業 所 | 放課後等デイ | 松本市 | 8 | 9 |
| 児童発達支援 | 1 | 2 |
| 生 活 介 護 | 4 | 7 |
| 居宅介護・重度訪問介護 | | 長野市 | 1 | １ |
| 相　談　支　援 | | 松本市 | 25 | 30 |

（注）居宅介護支援、相談支援は年度最終月の受持ちケース数

それ以外は、年度最終月の1日あたり平均サービス提供者数

４　会議、研修

（１）会議

ア　総会、理事会

特定非営利活動法人法に基づき、当法人の定期総会については毎年10月に、理事会については、必要に応じ年2回以上開催する。

イ　経営会議

　　　　　事業運営の透明性の確保、健全な労務管理・財政運営を図るために、各事業所の管理者と法人役職員を構成メンバーとする経営会議を、原則として毎月15日に開催する。

会議における決定事項のうち、職員全体で共有すべき事項は、各事業所の定例会議を通じて全職員に伝達する。

　　ウ　安全衛生管理担当者会議

　　　　　事業実施に際しての事故防止、感染予防、ヒヤリハットの事例整理等を行うために、各事業所に配置する安全衛生管理担当者による会議を毎月1回開催する。

　　エ　事業所定例会議

　　　　　経営会議における決定事項や職員全員で共有する必要がある情報を職員に提供すると共に、職員からの意見、要望、提案を吸い上げ、対応方法に関する検討を行う。

会議は、原則として毎月の経営会議の後、速やかに開催する

（２）研修

　　ア　各事業所における専門職種については、外部の研修機関等が開催する研修を受講する機会を最大限確保する。

　　イ　法人経営に影響する収入確保、支出の削減に関する責務を負う管理職を対象とした、経営管理、労務管理等に関する専門研修を行う。

　　ウ　安全衛生管理に関する実践的な知識、技術の習得のために、講師が各事業所を巡回して、実践に即した研修を行う。